

介護機器無料貸し出し事業(社協事業)

介護機器無料貸し出し事業は、鹿角市社会福祉協議会が在宅で生活されている要介護者や要支援者、一人暮らし高齢者及び重度障がい児者等、また一時的なケガなどにより療養中の方などの対し、介護機器を貸し出すことにより自立生活の支援や介護者の介護負担軽減を図ることを目的としています。

対象者

在宅で生活されている要介護者や要支援者、一人暮らし高齢者及び重度障がい児者等、また一時的なケガなどにより療養中で日常生活を営むのに援助を必要とする者

貸し出し対象品目（台数に限りがありますので御了承ください）

- ・車椅子
- ・歩行器など

※ギャッチベッドの貸し出しはH30.3月で終了しました。



利用料

無料

ただし、介護機器の棄損・紛失、汚れがひどい場合は修繕や消毒代として実費負担していただく場合があります

申請からサービス実施までの流れ

1. 社会福祉協議会へ介護機器の在庫を確認する
↓（電話でも可）
 2. 在庫があった場合、社会福祉協議会へ「介護機器貸付申請書」を提出
↓（ケアマネジャー等による代行申請も可）
 3. 介護機器の搬送等の連絡調整
↓
 4. 窓口または自宅で介護機器の引渡し → 介護機器の利用開始
↓
 5. 介護機器を使用しなくなった場合、社会福祉協議会へ返却
-

お問い合わせは

鹿角市社会福祉協議会（Tel.23-2165）事業担当者まで、ご相談ください。
